

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針（幕別町） ～令和6年度からの取組～

本町の森林面積は14,698haで、総面積の30.8%を占めており、その内町有林は2,279ha、道有林3,858ha、一般民有林（私有林等）は8,561haあります。

町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまでも国や道の補助金や町の予算などにより森林整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されています。

このため、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用し、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めるため、下記のとおり基本方針を定めます。

記

1 森林整備の推進

本町の民有林は、約8割（全国3割）が森林経営計画を作成し、所有者自らが計画的な森林整備を進めています。一部では整備が行き届かない森林も存在しています。

このため、森林経営計画を作成していない森林所有者に対し、町や意欲と能力のある林業経営体などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、地球温暖化、山地災害及び林地被害の防止に貢献するため、森林の整備や保護対策を促進します。

2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を行う北海道林業事業体の登録事業者は14社、林業就業者数は108人（R2国勢調査）となっていますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。

このため、地域の林業関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保・育成や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を推進します。

3 木材利用の促進

町内のカラマツなどの人工林資源が利用期を迎えるなか、町内の製材工場では、伐採木の多くは建築用材や梱包材、パレット材として加工されていますが、多くが町外へ出荷されています。

このため、町内産の人工林材の付加価値向上や利用促進を図るため、公共施設の木造化・木質化を進めるとともに、児童・生徒等が使用する木製家具や木製遊具の導入を促進します。

4 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、地域住民理解を図るため、イベントでのPR活動や児童・生徒等を対象とした森林環境教育と植樹・木工体験及び新生児への木製玩具の配付などの木育活動を進めます。